

医療衛生学部進級規程

平成6年4月1日制定

平成10年2月20日改正

平成18年4月18日改正

平成22年3月2日改正

平成28年4月1日改正

(総則)

第1条 北里大学医療衛生学部在籍する学生の進級ならびに留年に関する取り扱いは、この規程の定めるところによる。

(進級基準)

第2条 上級年次への進級は、当該年次までに履修したすべての累計修得必要科目に合格した者とする。

2 4年次生については、学則に定める卒業要件単位に達しない者は、留年とする。

3 不正行為者は、当該学年に留年とする。

(再履修等)

第3条 留年者は、不合格科目を原則としてすべて再履修しなければならない。

2 留年者が不合格科目以外についても再履修することを教授会から指示された場合には、再履修しなければならない。

3 年間授業数の3分の1以上の欠席により不合格となった科目については、当該科目を再履修しなければならない。

(在学年限)

第4条 卒業までの在学年限は、学則に定めるところにより、修業年限の2倍を超えることができない。

ただし、編入学、転入学、再入学の場合には、在学すべき年数の2倍を超えることができない。

2 同一学科専攻同一学年における在学年数は2年以内とする。(休学期間を除く)

(除籍)

第5条 前条に規定する期間を超えた者は学則により除籍する。

(進級・留年・除籍の決定)

第6条 進級、留年、除籍は、教授会で審議決定する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、教授会において決定する。

附則

この規程は、平成6年4月1日より施行する。

附則

この規程は、平成10年4月1日より施行する。

ただし、平成10年度以降の入学生、ならびに留年等によりこの入学生と同じ学年にとどまった

者に対して適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日より施行する。
- 2 平成28年度入学生より適用する。ただし、編入学生の取扱いについては、別に定める。
- 3 第2条（進級基準）の規定にかかわらず、平成28年度及び平成29年度の1年次から2年次への進級については、履修した必修実習科目すべてに合格し、累計修得必要科目のうち、1群科目の不合格科目が1科目以内の者について認める。